

LUPIN サービス利用規約：Client 用

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、LOUVE株式会社（以下「当社」といいます）または当社が委託する会社（以下、これらを総称して「事業者」といいます）が提供または運営するサービス「LUPIN（ルパン）」（以下「本サービス」といいます）の利用に関する条件を、本サービスを利用して作業を依頼する Client と当社との間で定めたものです。

第1条（適用）

1. 本規約は、Client と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下「個別規定」といいます）をすることがあります。これら個別規定はその名称の如何に関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前項の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めがない限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において、用語の意味は、下記の通りです。

- (1) プラットフォーム：事業者が提供または運営するウェブサービス及び/又はアプリを使用し、Client と、当 Client の依頼を遂行する Worker をマッチングさせる本サービスを提供するシステムのことをいいます。
- (2) Client：上記プラットフォームを使用して希望する作業を依頼する全ての者をいいます。
- (3) Worker：上記プラットフォームを使用して Client から依頼された作業を遂行する全ての者をいいます。
- (4) 通信端末：全ての Client が使用するインターネットに接続可能な通信端末をいい、当通信端末は、さらに画像の撮影および送受信機能/メール送受信機能/通話機能を有するものをいいます。
なお、通信端末は、単体で上記全ての機能を有するものでなくともよく、少なくとも上記何か1つの機能を有する通信端末の組合せで本サービスを利用することが可能です。但し、この場合、少なくともメール送受信及び/又は通話機能を有する端末で事業者と連絡が取れることが必須となります。
また、本プラットフォームは、文字（日本語表示）やメール等の諸設定が適切になされている環境を対象としております。この条件に当てはまらない場合の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、事業者の責めに帰すべき事由があることが証明された場合を除き、責任を負いません。
- (5) パスワード：Client の同一性確認、権益および秘密保護のために Client 自らが設定した文字および数字の組合せをいいます。

第3条（Client の会員登録）

1. Client が本サービスを利用するには、本プラットフォームへの会員登録をする必要があり、Client は、本規約に同意のうえ、事業者が別途定める方法によって会員登録を申請し、事業者がこれを承認して、その旨が Client の通信端末の画面上に表示されたことで、会員登録が完了するものとします。
2. 事業者は、会員登録の申請者について会員として承認することを相当でないと判断した場合、会員登録を承認しない場合があり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。また、会員の承認後であっても、第17条の規定に該当する場合には会員登録を抹消できるものとします。
3. Client は、会員登録の事項に変更が生じた場合、事業者の定める方法により変更事項を速やかに通知するものとします。

第4条（会員登録情報の管理）

1. 登録メールアドレス/パスワードの管理は、Client の責任において行われるものとします。登録メールアドレス/パスワードの利用により発生した全ての責任や債務は、Client の責任、および費用負担によって解決するものとし、事業者は一切責任を負いません。
2. 登録メールアドレス/パスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。登録メールアドレス/パスワードが第三者によって使用され、Client に不利益、損害が発生した場合、事業者は一切の責

任を負いません。

3. 登録メールアドレス/パスワードの漏洩、喪失、もしくは盗難の場合、Client は直ちに事業者へ報告するものとし、その報告があった場合、または事業者がその事実気づいた場合には、登録メールアドレス/パスワードの使用を中止することがあります。
4. 登録メールアドレスの入力間違いにより第三者に登録情報または依頼情報等が送信され、不正に利用された場合であっても、事業者は一切その責任を負いません。
また、登録メールアドレスの入力間違いにより、第三者に対して損害や損失を与えた場合、Client は自己の責任と費用負担によってその損害・損失を処理・解決するものとし、事業者は、かかる損害・損失に対して如何なる責任も負いません。

第5条（利用料金等）

1. Client は、事業者が定める料金規定に従って本サービスの利用料を支払うものとしします。
2. 事業者は、Client の事前の承諾なく料金規定の改定を行うことができるものとしします。その場合、事業者は本プラットフォーム及び/又は事業者が適当と判断する合理的な方法により、Client に対して告知するものとしします。
3. Client は、前項に定める変更があった場合は、変更日以降は変更後の料金規定により本サービスを利用するものとしします。
4. 本サービスを利用するために必要な通信端末ならびに通信料金、接続料金等の費用は Client の負担としします。

第6条（依頼情報の登録）

Client は、以下の条件に従い、本プラットフォームにおいて、通信端末を使用した依頼情報の登録が可能となります。

- a. 作業実施日については、依頼日を起点とし、その4日後～7日後で設定可能なことを理解したうえで依頼するものとしします。
- b. 依頼情報の登録に際しては、通信端末を使用し、依頼する分野に応じ、詳細かつ依頼対象を的確に理解できる画像を添付するものとしします。
- c. 屋内清掃または屋外清掃については、作業時間の設定が必要であることを理解したうえで依頼するものとしします。
また、屋内清掃と屋外清掃を組み合わせることはできないことを理解したうえで依頼するものとしします。
- d. 軽作業については、当作業が終了した時点で完了となることを理解したうえで依頼するものとしします（依頼は最大3箇所迄または3回迄、もしくは待機を含む滞在時間が最大60分迄）。
また、軽作業と上記清掃作業を組み合わせることはできないものとしします。
- e. 上記各作業を依頼する Worker については、必ずしもその分野に秀でた専門家で無く、一般的な能力および一般的な知識、もしくは一般的な体力を有すると認められる者が作業にあたることを理解するとともに、その点を考慮したうえで依頼するものとしします。
- f. 依頼情報登録にあたり、不備、不明瞭、虚偽があった場合、その登録は無効となる場合があることを理解したうえで依頼するものとしします。

第7条（依頼予約の成立または不成立等）

1. Client による前条の依頼情報の登録に対して、Worker が申込みを行い、マッチングが成立した時点で依頼予約（Client と当該 Worker との間の業務委託契約）が成立し、その旨が Client の通信端末に通知されるとともに画面上にその内容が表示されるものとしします。
2. Client は、本プラットフォームを使用して依頼内容の変更を行うことができるものとしします。
この場合、登録済みの依頼予約をキャンセルして頂き、その後に変更を反映した依頼情報の登録（※新規登録の扱いとなりますので、ご注意ください）を行う必要があります。
Client は、依頼情報の新規登録による作業実施日時の変更またはマッチングの不成立については、自己の責任とし、事業者は、かかる損害・損失に対して如何なる責任も負いません。
また、Client は、マッチングが成立している場合において、依頼予約のキャンセル日によっては第8条に定める違

約金を支払うものとします。

- Client による依頼情報の登録に対して、マッチング期間中に Worker の申込みが無い場合（マッチング期間については、依頼日を起点とし、最長で4日目の18時で締切りとなります）にマッチング不成立が確定し、その旨が Client の通信端末に通知されるとともに画面上にその内容が表示されるものとします。

第8条（Client による依頼予約のキャンセル）

- Client は、本プラットフォームにて依頼予約をキャンセルすることができます。
- Client がその責に帰すべき事由により予約の全部または一部をキャンセルした場合、Client は、基本利用料に対する以下に掲げる比率の違約金を支払うものとします。

| | | | | |
|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| 事業者がキャンセルの通知を受けた日 | 作業日当日 | 1日前 | 2日前 | 3日～7日前 |
| | 80% | 80% | 40% | 0% |

- Client は、前項の違約金に加えて、事業者がキャンセルの通知を受けた日を起算日として年14.6%の割合の遅延損害金を支払うものとします。

第9条（事業者及び/又は Worker による依頼予約のキャンセル）

事業者および Worker は、以下に掲げる場合においては、依頼予約をキャンセルすることができます。

- Client が、法令の規定、公の公序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- Client が次のイ～ハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- Client が事業者または Worker に対し、暴力的要求行為または強迫行為を行い、もしくは合理的な範囲を超える負担を求めた場合。
- Client が事業者または Worker の権利または名誉、もしくは利益を侵害する恐れがある場合。
- Client が感染者/伝染者であると、明らかに認められる場合。
- 天災、もしくは Worker の責に帰さない事由（交通障害/交通事故/突発的な病気もしくは事故等）により作業を行うまたは完了させることが困難な場合。

この場合の連絡方法については、事業者が Client の通信端末に通知するものとします。

第10条（作業当日の到着連絡等）

- Client は、作業予定時刻もしくはその前後に Worker より到着連絡があることにつき了承するものとします。

到着連絡は、Worker がインターフォン及び/又はノック等の方法で行うことにつき Client は了承するものとします。また、Client は、Worker との間に当事者間だけで通じるワンタイムパスワード（合言葉）が事業者より付与されることにつき了承するとともに、到着連絡時にワンタイムパスワード（合言葉）が Worker より口頭で伝えられることを了承するものとします。

Client は、ワンタイムパスワード（合言葉）で Worker の本人確認を行ったうえで、当 Worker の敷地内立ち入り、もしくは入館及び/又は入室を許可するものとします。
- LUPINと相互補完されるセキュアシステム及び/又はこれと同様のシステムが導入された建物及び/又は部屋については、当システムに則った方法で到着連絡が行われることにつき Client は了承するとともに、Worker の敷地内立ち入り、もしくは入館及び/又は入室を許可するものとします。
- Worker の到着が諸事情により遅れる場合、その連絡が事業者よりあることにつき Client は了承するものとします。

この場合の連絡方法は、本プラットフォームに登録されたメールアドレス及び/又は電話番号へ通知を発信するものとします。

第11条（到着連絡に対する応答が無い場合の対応）

Client に対し、Worker が第10条に記載される到着連絡を試みているにも関わらず、Client の応答がない場合には、作

業開始予定時刻もしくは到着連絡開始時刻を起算時刻とし、これから 10 分経過した時点で履行不能案件（Client による当日のキャンセルに該当）として処理することにつき Client は了承するものとします。

この場合、Client は、自己都合によるキャンセルとし、第 8 条に定める違約金を支払うものとします。

第 12 条（作業前準備と作業当日）

1. 作業依頼の内容が屋内清掃または屋外清掃である場合には、以下の条件に従って、Client は、作業前準備および作業当日の対応を行うものとします。

(1) Client は、清掃作業を依頼する場合、その清掃に必要なと認められる用品（薬剤/溶剤/用具等）を作業開始迄に準備するとともに、それらを Worker に対し無償で使用させるものとします。

(2) 上記用品（薬剤/溶剤/用具等）に起因する清掃箇所の汚損/損傷等については、これらを用意した Client の責めに帰すものとします。但し、明らかに Worker の責に帰す事由で傷や損傷が生じた場合には、Client と Worker で解決にあたるものとします。

なお、Client と Worker との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

(3) 上記用品（薬剤/溶剤/用具等）、もしくはその準備に不備があり作業に支障が生じた場合及び/又は作業の全てもしくは一部が未了となる等の不測の事態については Client の責に帰すものとします。

(4) 上記用品（薬剤/溶剤/用具等）については、一般的な知識並びに常識を有する者が容易に理解し使用できる物を準備するものとし、専門的な知識を要すると Worker が判断した場合、当 Worker は使用を控える場合があることを Client は理解のうえ、それらの準備を行うものとします。

(5) Client は、屋内清掃を依頼するにあたり、依頼箇所に制限があることを理解したうえで依頼情報の登録を行うものとします。依頼が可能な箇所は、トイレ（部屋全体もしくは区画全体では無く、便器および便座が対象となります。但し、清掃する過程での汚損については床と壁について、その部分が対象となることがあります）・洗面台（表面※目視できる表側が対象であり、収納スペースに該当する内側等は対象外となります。但し、清掃する過程での汚損については床と壁について、その部分が対象となることがあります）・浴室（※純正装備品が対象となります。例えば、浴槽・床・壁・ドア内側・鏡及び/又はラック等が該当します。このように浴室は相対的に作業量が多いため、Client は、汚れの度合い並びに作業面積を考慮のうえ依頼登録を行うこととします。※シャワールームも依頼可能であり、清掃対象は浴室に準じます）であり、そのうち、同一種類のものを含む最大 3 箇所を選択することができます。Client は、依頼箇所ごとに、的確で詳細な画像を取得して、本プラットフォームを使用して作業依頼情報に添付するものとします。

なお、屋内清掃であっても単一と認められない住居（例えば、所有者および使用者が同じ、かつ同一住所であっても合理的に考えて単一と認められない別棟もしくは離れ/二世帯住宅/同一建物内にある区分所有の住居等）を組合せて選択することはできません。

また、屋内清掃と後述する屋外清掃とを組合せて依頼することはできません。

(6) Client は、屋外清掃を依頼するにあたり、依頼箇所に制限があることを理解したうえで依頼登録を行うこととします。依頼が可能な箇所は、戸建住宅においては、建物外壁、庭、テラス、外構（門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、犬走、垣根、柵、その他の構造物）及び/又は外構の接する周辺道路（他者の所有である隣地/工作物/物品等は除く）、ベランダ、バルコニー、ルーフバルコニー、ポーチが該当します。他方、共同住宅においては、ベランダ、バルコニー、ルーフバルコニー、テラス、専用ポーチ、専用庭、専用車庫（専用ポーチ/専用庭/専用車庫については、登記上の占有権が有る及び/又は使用料が発生しており、かつ Client の住居に直接接していることとする）は屋外清掃に該当します。

依頼箇所は、戸建住宅/共同住宅ともに同一種類のものを含む最大 3 箇所を選択することができます。

なお、屋外清掃であっても単一の住居と認められない場合は選択することはできません（例えば、所有者および使用者が同じ、かつ同一住所であっても合理的に考えて単一と認められない別棟もしくは離れ/二世帯住宅/同じ建物内にある区分所有の住居等）。

Client は、依頼箇所ごとに、的確で詳細な画像を取得して、本プラットフォームを使用して作業依頼情報に添付するものとします。

また、屋外清掃と前述した屋内清掃とを組合せて依頼することはできません。

- (7) Client は、依頼箇所内に高価品および貴重品/発火その他危険を生ずるおそれのある物品を置かないものとします。上記対象物があることで Worker による作業の一部もしくは全部が未了となる等の不測の事態が生じた場合は、Client の責めに帰すものとします。但し、上記対象物が、依頼箇所内であっても Worker の作業対象外となる、例えば洗面台の鏡面裏等の収納スペースや、その他の収納スペースに収納されている場合はこの限りではありません。

なお、高価品とは例えば以下に掲げる物品をいいます。

貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手および公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及びそれらの各製品、美術品および骨董品、化粧品類、美容器具、家電、精密機器、精密機械、時計、自転車及びその関連品、バイク/スクーター及びその関連品、自動車及びその関連品、電動移動具（電動カート、電動キックボード等）、彫刻品、銅像、盆栽、その他傷付き易い物および壊れ易い物。

- (8) Client は、作業時間の設定について、依頼する清掃作業内容の度合いを考慮したうえで依頼を行うものとします。作業時間は、依頼箇所ごとに 10 分刻みで設定可能となっており、最大 60 分を依頼箇所に応じて振分けることを理解したうえで登録を行うものとします。
- (9) Client は、廃棄物入れを必要に応じ準備するものとし、万一廃棄物入れがない場合には用品（薬剤/溶剤/用具等）が清掃箇所に残置されることを了承するものとします。また清掃時に発生したゴミ等については、Client が処理するものとします。
- (10) 作業に関連する電気機器および電気器具の故障/損傷については、Worker は責任を追わないものとします。但し、明らかに Worker の責に帰す事由による場合はこの限りではありません。

なお、電気機器および電気器具とは、例えば Worker が作業にあたる際に必要と認められる照明設備/照明器具および換気設備/換気器具等をいい、Worker はこれ以外の電気機器や電気器具の使用はできないものとします（浴室乾燥機/乾燥器具は、防火の観点より操作および使用不可とさせていただきます。拭きあげが必要な場合は、拭きあげ用の用品を準備いただくとともに、拭きあげに要する時間も考慮のうえで、Client は作業時間の設定を行うものとします）。

2. 作業依頼の内容が軽作業である場合には、以下の条件に従って、Client は、作業前準備および作業当日の対応を行うものとします。

- (1) Client は、軽作業を依頼する場合、作業に必要と認められる用品（交換用部品/用具/道具/器具等）を作業開始前迄に準備し、それらを Worker に対し無償で使用させるものとします。
- (2) 上記用品（交換用部品/用具/道具/器具等）に起因する依頼対象物の汚損/損傷等については、これらを用意した Client の責めに帰すものとします。但し、明らかに Worker の責に帰す事由で損傷や汚損が生じた場合には、Client と Worker で解決にあたるものとします。

なお、Client と Worker との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

- (3) 上記用品（交換用部品/用具/道具/器具等）の準備に不備があり、作業に支障が生じた場合及び/又は作業の全てもしくは一部が未了となる等の不測の事態については Client の責に帰すものとします（滞在時間は、待機を含む最大 60 分迄）。
- (4) 上記用品（交換用部品/用具/道具/器具等）については、一般的な知識並びに常識を有する者が容易に理解し、かつ安全に使用できる物を準備するものとし、専門的な知識及び/又は専門的な技能を要すると Worker が判断した場合、当 Worker は使用を控える場合があることを Client は理解のうえ、それらの準備を行うものとします。
- (5) 軽作業については、依頼情報に示された作業（例：電球交換、依頼対象物の移動）以外の付随する作業（例：照明器具の清掃等、依頼対象物内の内容物の取出し及び/又は戻し、依頼対象物の移動先及び/又は移動後の清掃もしくは片付け、移動先に存在する先置物の移動もしくは片付け等）は含まないものとします。依頼作業に付随する作業を依頼する場合、別途該当する作業分野での依頼が必要となります（内容物の取出し及び/又は戻しは、片付け/整理に該当するため依頼できません）。

また、Client は、Worker だけでは作業の危険が伴うもしくは作業を行うことができない場合には、必要に応じサポート（手助け）を行うものとします。

(6) 依頼対象物については、一般的な成人男性が過度に無理をすることなく移動/運搬可能な重量及び/又は大きさであるものとします。

また、依頼対象物を移動させる経路については、Worker が作業を無理なく安全に行える経路とし、一般的な常識に照らし合わせ経路が危険であると Worker が合理的に判断した場合は作業を中止する必要があることを Client は了承するものとします。

(7) Client は、依頼対象物内及び/又は経路に高価品および貴重品/発火その他危険を生ずるおそれのある物品を置かないものとします。上記対象物があることで Worker による作業の一部もしくは全部が未了となる等の不測の事態が生じた場合は、Client の責めに帰すものとします。

なお、高価品とは例えば以下に掲げる物品をいいます。

貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手および公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及びそれらの各製品、美術品および骨董品、化粧品類、美容器具、家電、精密機器、精密機械、時計、自転車及びその関連品、バイク・スクーター及びその関連品、自動車及びその関連品、電動移動具（電動カート・電動キックボード等）、彫刻品、銅像、盆栽、その他傷付き易い物および壊れ易い物。

(8) Worker は、依頼対象物の移動または運搬には細心の注意を払い作業にあたりますが、経路によっては止むを得ない傷等が依頼対象物及び/又は経路に該当する建物、もしくは経路上の物品/備品等に生じることにつき Client は了承するものとします。このような事態を避けるため、Client は、必要に応じて自ら依頼対象物の養生、並びに経路の養生または物品/備品を事前に移動させる等の事前準備を行うものとし、これらを怠った際の傷や損傷について Client の責任として異議申し立てを行わないものとします。

但し、明らかに Worker の責に帰す事由で依頼対象物や経路、物品/備品に傷や損傷が生じた場合には、Client と Worker で解決にあたるものとします。

なお、Client と Worker との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

(9) 作業時に発生した養生等のゴミについては、Client が処理するものとします。

(10) 作業に関連する電気機器および電気器具の故障/損傷については、Worker は責任を追わないものとします。但し、明らかに Worker の責に帰す事由による場合はこの限りではありません。

なお、電気機器および電気器具とは、例えば Worker が作業にあたる際に必要と認められる照明設備/照明器具および備付けの換気設備/換気器具等をいい、Worker はこれ以外の電気機器や電気器具の使用はできないものとします（浴室乾燥機/乾燥器具は、防火の観点から操作および使用はできません）。

第 13 条（利用料の支払い方法等）

1. Worker が依頼作業を完了した後に、本サービスの利用に伴い生じる利用料として事業者の定める金額について、Client が予め本プラットフォームに登録したクレジットカード及び/又は事業者が適当と認める方法により支払いが行われるものとします。
2. Client からの上記利用料の支払いは、事業者がこれを受領したうえで、事業者の定める所定の報酬を Worker に対して支払うものとします。
3. 万一、Client の責に帰す事由により利用料の決済ができなかった場合には、Worker に対して支払う報酬を事業者が立替払いしたうえで、当該利用料に対し所定の利率で計算された額の遅延損害金を Client から頂戴する場合があります。

第 14 条（クレーム申請）

Client は、Worker の行った作業及び/又は行為につき、作業日を含む 3 日間は以下の条件でクレーム申請を行えるものとします。

- a. 作業内容や作業結果についてのクレーム申請は、クレームの内容を文字（ひら仮名、カタ仮名、漢字、数字）で説明するとともに、事業者より要請があった場合には、クレームに該当する箇所の詳細なる画像を添付するものとします。

上記クレームにつき Client の主張に正当なる事由があると事業者が判断した場合には、受領済みの利用料を全額返金することで当クレームに対する事業者の責任は解決されたものとします。

返金以上の責に帰す事由がある場合には、第 12 条の規定に基づき、Client と Worker で解決にあたるものとします。

なお、Client と Worker との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

- b. Worker の行為についてのクレーム申請は、クレームの内容を文字（ひら仮名、カタ仮名、漢字、数字）で補足説明するものとします。

上記クレームにつき Client の主張に正当なる事由があると事業者が判断した場合には、担当した Worker に対して事業者の定める所定のペナルティを課すものとします。

Client は、当該ペナルティの内容について、Client へ開示されないことを了承するものとします。

第 15 条（禁止行為）

Client は、本サービスの利用にあたり、以下に該当する行為を行ってはなりません。

1. 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為。
2. 公序良俗に反する行為。
3. 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為。
4. 事業者および Worker、または本サービスに関連する第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為。
5. 事業者および Worker、または本サービスに関連する第三者に対する詐欺行為もしくは脅迫行為。
6. 事業者および Worker、または本サービスに関連する第三者の個人情報、名誉、その他の権利を侵害する行為。
7. 事業者および Worker、または本サービスに関連する第三者に不利益、損害、不快感を与える行為。
8. 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為。
9. 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為。
10. 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為。
11. Worker または本サービスに関連する第三者の個人情報を収集または蓄積する行為。
12. 事業者および Worker または本サービスに関連する第三者について知り得た情報を口外する行為。
13. 他の Client や Worker に成りすます行為。
14. 事業者が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為。
15. 面識のない同性/異性との出会いを目的とした行為。
16. 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為。
17. その他、事業者が不適切と判断する行為。

第 16 条（本サービスの提供の停止等）

1. 事業者は、以下の何かの事由があると判断した場合、Client に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合。
 - (2) 地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合。
 - (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合。
 - (4) その他、事業者が本サービスの提供が困難と判断した場合。
2. 事業者は、本サービスの提供の停止または中断により、Client、Worker または第三者が被った如何なる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（利用制限および登録抹消）

1. 事業者は、Client が以下の何かに該当する場合には、事前の通知なく、Client に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または会員としての登録を抹消することができるものとします。
 - (1) 本規約の何かの条項に違反した場合。

- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合。
 - (3) 料金等の支払債務の不履行があった場合。
 - (4) 事業者からの連絡に対し、1ヶ月間返答がない場合。
 - (5) その他、事業者が本サービスの利用を適当でないと判断した場合。
2. 事業者は、本条に基づき事業者が行った行為により Client に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第18条（退会）

1. Client は、事業者指定の方法で事業者へ通知することにより、自己の会員登録を抹消することができます。
2. 前項の退会にあたっては、事業者及び/又は Worker に対し負っている債務がある場合、その負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに事業者及び/又は Worker に対して全ての債務の履行を行うものとします。
3. また、Client は、24ヶ月間本サービスの利用がない場合、自動的に退会となることを了承するものとします。

第19条（免責事項・損害賠償）

1. 事業者は、Client に対して通知義務を負う場合は、本プラットフォームに登録されたメールアドレス及び/又は電話番号へ通知を発信することにより、その義務を果たしたものとします。Client は、メールアドレスへのメール送信は、理由の如何を問わず、何らかの原因による遅延、未着が発生する旨を予め了承するものとし、事業者は、これにより発生した一切の損害について、如何なる責任も負わないものとします。
2. 事業者は、Client が本サービスをご利用になれなかったことにより発生した一切の損害について、如何なる責任も負わないものとします。
3. 事業者が Client に対し、依頼の登録を受け付けた旨を告知した後、Worker との所定のマッチング期間（マッチング期間については、依頼日を起点とし、最長で4日目の18時で締切りとなります）を過ぎた場合には、Client に告知するとともに依頼情報を抹消できるものとします。また、事業者の規定/都合に該当し依頼情報の新規登録・再依頼の登録を受け付けられない事由に該当した場合、依頼の登録をキャンセルする場合があります。
4. 本サービスによりマッチングされた Client と Worker による作業の準備・実施・調整等については、Client と Worker との間で行って頂きます。万一、本サービスに関してトラブルが生じた場合は、原則として Client と Worker との間で解決して頂くこととなります。

なお、Client と Worker との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。
5. 前項の規定に関わらず、Client が依頼情報を誤ってもしくは偽って登録したことに起因するトラブルの場合は、Client は、本サービスの利用料の全額を支払い、もしくは支払い済みの場合はその返還を放棄することで当該トラブルの一切を解決することができます。また、Worker の明らかな責めに帰す事由に起因するトラブルに該当すると判断される場合には、Worker が Client に対して本サービスの利用料金の全額を返金した場合は、当該トラブルの一切が解決したものとします。
6. 本プラットフォームへの作業の依頼情報（画像/特記事項）の登録は、全て Client の責任において行っていただくものです。従いまして、万一、依頼情報の内容に起因する Client と Worker との本サービスに関するトラブルが生じた場合は、Client と Worker との間で解決して頂くこととなります。

なお、Client と Worker との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。
7. 事業者は、本サービスの提供の中断、停止、利用不能または変更、Client の依頼情報（画像/特記事項）の削除または消失、Client 及び/又は Worker の登録情報の抹消または消失、依頼のキャンセル、本サービス利用中および本サービス使用後のデータ（画像）の消失、または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連して Client が被った損害につき、賠償する責任を一切追わないものとします。
8. 本プラットフォームから他のプラットフォームへのリンク、または他のプラットフォームから本プラットフォームへのリンクが提供されている場合でも、事業者は、本プラットフォーム以外のプラットフォームおよびそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても責任を一切負わないものとします。
9. コンピュータウイルス、その他の有害なコンピュータプログラムを含む情報の送受信に基づく Client の損害については、事業者は一切の責任を負わないものとします。

第 20 条 (サービス内容の変更等)

事業者は、Client の事前の承諾なく、本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって Client に生じた損害について一切の責任を負わないものとし、その場合、事業者は本プラットフォーム及び/又は事業者が適当と判断する合理的な方法により、Client に対して告知するものとし、

第 21 条 (本規約等の変更)

1. 事業者は、民法 548 条の 4 の規定により、本規約等を変更できるものとし、本規約を変更する場合、その 1 ヶ月以上前に、本プラットフォームにて変更する内容および効力発生時期を告知します。
2. 事業者が Client に変更後の内容を告知し、かつ効力発生時期を経過した後に本サービスを利用した場合、Client は、変更後の本規約に同意したことになります。
Client が、変更後の本規約に同意しない場合、変更後の本規約の効力発生時期の経過後は本サービスを利用することはできません。

第 22 条 (個人情報の取扱い)

事業者は、Client の個人情報を保護するため、個人情報保護法等の関連法令およびガイドラインが定めるところを遵守します。事業者は、上記個人情報保護法およびガイドラインに基づき、プライバシーポリシーを定め、これに従い Client の個人情報保護に努めます。但し、事業者に以下に該当する事由がある場合はこの限りではありません。

- a. 合併もしくは事業の承継に伴う場合。
- b. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。
- c. 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において以下の条件に従い Client の個人情報の一部を Worker に開示する場合。
 - (1) 個人および性別の特定を避けるため、Client に対し事業者が指定する識別情報を付与するものとし、
 - (2) メールアドレスおよび携帯番号もしくは固定電話の開示は行いません。
 - (3) 住所については、段階的に開示されます。
 - i. 依頼情報登録の段階では (予約成立前)、町名、もしくは丁目または番地迄の開示とします。
 - ii. 作業当日において、Worker の出勤確認が取れた段階で全てを開示します。
 - (4) Worker に対しては、Client に関する個人情報もしくは知り得たことについて口外しないよう指導を行います。

第 23 条 (地位の譲渡)

Client は、本サービスの会員としての地位または本規約に基づく権利もしくは義務について、第三者に対し、譲渡、担保としての提供、その他の処分をすることはできません。

第 24 条 (第三者への作業の提供)

1. 前第 23 条の規定に関わらず、Client は、本サービスを利用して Worker に依頼する作業を、自己の負担と責任において第三者に対してプレゼントや福利厚生等として提供させることができます。この場合でも、Client は、自己の本サービスの会員としての地位または本規約に基づく権利もしくは義務について、第三者に対し譲渡もしくは承継させることはできないものとし、
2. 本 24 条の規定により依頼作業を第三者に提供させる場合、Client は、依頼情報の登録時までに自ら当該第三者の承諾を得ておくものとし、また、本プラットフォームに登録する氏名/住所/依頼画像は当該第三者のものを使用するものとし、

第 25 条 (通知または連絡)

Client と事業者との間の通知または連絡は、事業者の定める方法によって行うものとし、事業者は、Client から、事業者が別途定める方式に従った変更の届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連

絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に Client へ到達したものとみなします。

第 26 条（関連法令との関係）

本規約で定めていない事項については、関連法令の規定または一般的な商習慣に基づくものとします。

第 27 条（管轄裁判所）

本規約に起因または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。